

# 会 議 録

## 1 会議名

平成 27 年度上越市環境政策審議会 第 2 回環境マネジメントシステム部会

## 2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 平成 27 年度環境目標達成状況及び法規制監視測定結果について  
（第 3 四半期まで）（公開）
- (2) JMS 内部環境監査の結果について（公開）
- (3) 上越市環境マネジメントシステム「JMS」ハンドブック及び「JMS」  
マニュアルの改定について（公開）
- (4) 平成 28 年度環境目的・目標の登録表及び実施計画について（公開）
- (5) その他（公開）

## 3 開催日時

平成 28 年 3 月 8 日（火）午前 10 時 00 分から午前 11 時 30 分まで

## 4 開催場所

上越文化会館 小会議室

## 5 傍聴人の数

0 人

## 6 非公開の理由

なし

## 7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

委 員：黒崎 裕人、小池 作之、鈴木 宏始、田村 三樹夫、鳴海 榮子  
事務局：村山環境保全課長、山田生活環境課長、小林環境保全課副課長、佐  
藤環境計画係長、小松原主任、渡辺主事

## 8 発言の内容

(1) 平成 27 年度環境目標達成状況及び法規制監視測定結果について（第 3 四半期まで）

(事務局) 「資料 1 平成 27 年環境目標達成状況」および「資料 2 平成 27 年法規制監視測定結果」に基づき説明)

(田村部会長) ただいまの説明について、質問や意見はないか。

(黒崎委員) 2 点質問させていただきたい。1 点目は、資料 1 で、7 月にも述べたが、ノーカーデーの実施職員の割合の部分が分かりにくいので、注釈をつけてほしい。具体的には、対象者の数や対象者・協力者の定義などである。また、対象者の達成割合はどのくらいなのか。対象者の達成割合が 9 割なのと 6・7 割なのとでは、110%という数字の評価の意味合いが変わってくる。

もう 1 点は、資料 2 の水質汚濁防止法の話で、三和で立て続けに 3 件法規制遵守の不適合事案が出たということであるが、そもそも三和区でなにか不適合がおこりやすい理由があるのか。例えば三和区だけ設備が設置されてから時間が経過していて、劣化が激しいために立て続けに不適合事案が生じてしまったというようなことなのか。また、部品を交換したときに汚泥が舞い上がって基準を超過したという説明であったが、一般的に部品の交換時は、担当者やメンテナンス業者の立会いの下、慎重に立ち上げを行うものであり、そのなかで超過してしまったというのはあまりにもお粗末である。それから、三和区島倉地区の件では、9 月にすでに自主基準値を超過している状況が分かったにも関わらず、10 月に法基準値を超過しているので、この 1 か月間で何か対応をしなかったのか。こういった場合の水質汚濁防止法上の所管官庁は市であるため、指導があったと思うが、トラブルが起こった時の対応が、マニュアルに記載されていて、それに沿った形で行われているのかを確認したい。

(事務局) ノーカーデーについては、平成 27 年度の第 3 四半期の途中であり、対象者数や協力者数変動する場合があるので、今回は数字のみとさせていただいた。平成 27 年度の実績が出たときに、対象者数や協力者数等コメントを付けて報告させていただきたい。

(黒崎委員) 実態として、対象者の達成割合はどのくらいなのか。

(事務局) 対象者の達成割合だけで 100%近いという訳ではない。

これまでは、教育委員会の学校や保育園、災害等により緊急の

出勤を要する課等は比較的達成率が低く、そのほかの課等は達成率が高いという傾向があった。今具体的な数字を出すことはできないが、次回出すようにする。

(黒崎委員) 達成割合が低くて出せないのかもしれないが、わかりやすい評価ができるように、例えば全職員の中で何割が実施したかという方法のほうがよいのではないか。今の計算の方法を用いる場合は、110%という数字だけでは正しい評価に結び付かないので、内訳を記載してほしい。変動するのは分かるので、年度当初の対象者数や協力者数だけでも記載してほしい。

(事務局) 水質汚濁防止法の件については、再度対応をしている部署に、三和区の事案について理由を確認する。1か月間ばっ気の具合を調整しながら対応したが、最終的には仮設のばっ気槽を設けたと是正措置報告を受けている。この対応が、手順書に基づいて実施されているか確認する。

(小池委員) ごみの排出量が増えたという結果について、廃棄物を扱っている者として、事業系の可燃ごみについては、事業所の方で分別すれば可燃ごみは減ると思っている。資料では商工会議所を通じて事業所に減量化を依頼したと記載してあるが、市からもっと厳しく指導してもらったほうがよい。

(事務局) ご指摘のとおり、事業系可燃ごみ・家庭系可燃ごみの排出量の推移を見ると、家庭系はほぼ横ばい、事業系は増えているという実態がある。理由としては、先ほど説明したとおり、景気を反映した中での事業活動の活発化があると推測している。市としては、ごみの減量化・資源化を事業者徹底していきたい。去年は上越商工会議所の便りの中で協力を依頼したが、今後は事業系可燃ごみが多いため、事業所へ出向きながらごみの資源化・削減の協力をお願いしたいと考えている。新年度からの作業になるが、事業者の方からも協力していただき、新たな取り組みを進めていきたいと考えている。ごみの削減・再資源化については、今後も力を入れていきたい。

(鈴木委員) 省エネルギーの目標について、目標値に対して第2四半期までの実績でかなり使用量が少ないが、冬期のエネルギー使用量を見越しても、目標が甘かったのではないか。基準値に対して1%削減という目標になっているが、数字を見るともう少し厳しい目標でいいと思う。また、ごみの問題については、過去の資料を見ると毎年下がってきていて、今回だけ上がっている。これは

一時的なものなのか。努力をすればごみ処理費が下がるので、上がったものはしょうがないというのではなく、何か工夫をする必要があると思う。水質汚濁防止法の件についても、前回も同じように不適合が多かったが、何か工夫をしていないのか。何回も不適合が出ているようなので、関係する部署や関係者を集めて意見交換を行い、トラブルが起きたらみんなでフォローするような対応があってもいいのではないか。

(事務局) 省エネの目標に関しては、今回の目標値というのは平成24年度から平成26年度の実績を基に定めている。資料1の1ページに示した年度目標17,300k1に対する、第2四半期の終わりでの7,332k1であり、使用量が増加する冬期の値が含まれていないため、平成27年度の実績を見ての判定となり、必要があれば皆様に諮らせていただきたい。

ルールとしては目標値に対して10%以上かい離が生じた場合は、目標値を見直すようになっている。半期で試算すると、マイナス5.9%でかい離は10%には到達していない。気象条件によってもエネルギーの使用量の変動するので、それらも勘案した中で、目標を見直す必要があるか判断したい。4年というスパンの中での目標値でもあるので、そこも踏まえて考えたい。

(田村部会長) 省エネの目標については、目標に対して実績が低い理由が明確になっているはずなので、書き加えるといいと思う。ごみの件は、減少から増加に転向している理由が、本当に事業活動が好転しているからなのか。

(事務局) 事業系・家庭系を含めたごみの総量は、平成24年度以降全体では減少傾向にあるが、中身を見ると、家庭系ごみは減少しているが、事業系ごみについては徐々に増加傾向にある。トータルでは減っていたため、注目されていなかった。直近のクリーンセンターのごみの組成調査では、プラスチックを含めた梱包資材等が少し増加傾向にある。その結果を見ると、事業活動に動きが出ていると推測される。個別に細かく調査をしていないので明確な答えができないが、組成調査の結果や社会の景気全体のことを考えると、それが事業系ごみが増加している一つの要因ではないかと思われる。そのような事情から、事業者からごみの削減や資源化にご協力いただかないと上越市全体のごみの削減目標が達成できないので、直接出向いてお願いしていくことを考えている。

- (鈴木委員) 事業系ごみは有料なのか。
- (事務局) 有料である。平成 20 年に家庭系ごみの有料化がスタートし、家庭ごみの排出量が大きく減少した。有料化の目的のひとつに、ごみの減量化があったため、その効果が直接現れた。事業系については、基本的に可燃ごみの処理にかかる費用の全額を負担していただいている。
- (鈴木委員) 事業者が負担している費用が安いのかもしれない。
- (黒崎委員) 私は妙高市の環境審議会の委員もしているが、その中で、大人用の紙おむつが最近すごく増えているということが話題になった。そのため、リサイクル率が上がらず、悩んでいるということ現場から聞いているそうだ。我が家にも 80 歳を過ぎた年寄がいるが、今までは 2 日に 1 回小さなポリ袋で済んだごみが、紙おむつの部分が増えて、今までの倍の量のごみを出さなければならなくなり、軽視できないと感じている。これから現場の話を書きいて、どういったものが増えているのかを考えていかないと、リサイクル率を上げるのは大変だと思う。
- (田村部会長) ごみの質検査をやらせてもらっているが、増えているように感じる。
- (事務局) 家庭系ごみは、今後人口が減少していく中では、減る傾向にはなると思われるが、今の話のように増える要素もあるのではないかな。
- (鈴木委員) 水質汚濁防止法の件については、検討会のようなものをやる必要があると思うが。
- (事務局) 全体への水平展開も必要と思われ、業者への指導だけでなく、内部的にも、全体の指導などについて再度確認したい。
- (田村部会長) おそらく業者は、ばっ気攪拌装置が止まってしまうばこういう事態になるというのはわかっていると思われる。修繕は費用がかかるが、緊急時・事故対応時として、バキュームカーで汚泥を引き抜いて市の処理場に持ち込んで処理する、もしくは汚泥リサイクルパークの方で処理をするなど、バックアップできる体制を市は持っている。そういう修繕等のハードに関する対応の前のソフトな対応は、行政の立場から指導すると思う。

## (2) JMS 内部環境監査の結果について

- (事務局) 「資料 3 平成 27 年度内部環境監査の結果について」に基づ

き説明)

(田村部会長)

ただいまの説明について、質問や意見はないか。

(鈴木委員)

監査は3年で回るということだが、監査を受けるまでの3年間は事務局のチェックが入っていないのか。3年目に監査を受けてまた不適合が出るということになったりしないのか。事務局として大変だとは思いますが、チェックリストを定期的に出してもらって、問題があるところを事前に指導すれば、不適合があまりでなくなるのではないか。

(事務局)

今回の監査で気になった事項として、環境推進員である課長が計画段階で文書を確認していたという証拠がないということがあった。そういうところを重点的に確認できるようなセルフチェックにする対応を考えたい。セルフチェックを活用して、3年に1度という監査の頻度を補うような工夫をしていきたい。

(鈴木委員)

それを今やっているのか。

(事務局)

セルフチェックの部分的な強化というのはまだ適用していないが、セルフチェック自体は実施している。セルフチェックは項目が多いので、今後抑えるポイントを重点化する等の対応も考えたい。

(田村部会長)

セルフチェックはいいツールになる。

監査で、年間計画策定時に環境推進員が内容を確認したうえで進捗管理を行っているかチェックしたところ、22課中8課で課長の決裁を受けていないということだが、課長がJMSを活用してマネジメントを行っていかうという意識がないのは、認識不足も甚だしい状況であるので、教育の徹底をお願いしたい。

(事務局)

平成26年度に監査に行ったときに、計画の決裁文書の有無を確認したが、十分でない課等があったため、今年のチェックリストに取り入れた。チェックリストで「○」がついているところも、監査で確認すると決裁文書がないところがあるなど、来年度も引き続き確認を徹底していきたい。

環境推進員は、進捗状況の決裁の時に押印しているので、計画の文書にも押印していると思込んでいるようだ。まったく意識していないわけではなく、手順として、最初の計画決裁の部分が抜けているだけで、課でどのような取り組みをするのかを理解していないわけではない。

(田村部会長)

好意的に解釈するとそうだが、PDCAサイクルの中で計画は起点の部分であり、課長がそれを認識して課員に指示する仕組み

である。今の状況は、企業で ISO に取り組んでいるところから見るとありえない状況である。

(鈴木委員) 課長は推進員であるのに、その状況はおかしい。実務者に任せているということか。

(事務局) 課全体としてどういう取り組みをしているかという認識はしているが、書類上それが証拠として残っていないということである。押印の重要性は承知されているので、徹底を図りたい。

(田村部会長) 重大な不適合・軽微な不適合については、年度内に是正の確認監査を行っていただいたということで、その点は評価できる。そうやっていかないと JMS はいいものにならない。

### (3) 上越市環境マネジメントシステム「JMS」ハンドブック及び「JMS」マニュアルの改定について

(事務局) (「資料4 上越市環境マネジメントシステム「JMS」ハンドブック及び「JMS」マニュアルの改定について」、「資料5 上越市環境マネジメントシステム「JMS」ハンドブック新旧対照表」、「上越市環境マネジメントシステム「JMS」マニュアル新旧対照表」に基づき説明)

(田村部会長) ただいまの説明について、質問や意見はないか。

(鈴木委員) 資料5の組織図の中で、理事が新たに追加されたが、資料6を見るとあて職と職名が同じで、JMSの職名としては理事というのは何をやっているのかわからない。何をやっているかわかるような職名にするべきだ。

(村山課長) 内部的には、事務方の総括者として、特別職である市長・副市長の間にある職名である。そういった意味で、理事の役割には各部門間の調整ということもある。同様の役割を JMS の中でも担っていただくということで、同じ「理事」という名称を用いた。

(鈴木委員) これはこのままにしておくのか。

(事務局) できればこのままにしておきたいが。

(鈴木委員) JMS としての位置づけが非常にわかりにくいと思う。

(事務局) 役割・権限としては説明のとおりである。

(鈴木委員) その役割・権限について、資料5の組織図では理事の下に環境管理責任者がいるが、環境管理責任者が直接総括者に自分の責任でまとめたものを報告するのに、理事が総括者の下にいるの

はおかしいのではないか。全体をまとめているのは理事なのか、環境管理責任者なのか。

(事務局) 環境管理責任者である。環境管理責任者がまとめたものを、理事が承知しているということである。

(鈴木委員) スタッフなのであれば、理事は環境管理総括者の横というか、ラインから外れるのではないか。

(事務局) 決裁のラインからいくと、理事を通過して副市長、市長に行くというラインになる。

(鈴木委員) そうであれば、それにふさわしい役割・権限にしないと、これでは環境管理責任者が責任を持ってなくなってしまうと思う。この組織図では、理事が入ることで環境管理責任者の職分を無視しているような感じがする。

(事務局) 市の組織の運用上は、理事という位置付けがあることで、円滑に中の組織が動く効果がある。副市長段階の前で各部門間の調整をするという役割を担っており、円滑な組織の運用に有効な位置付けである。

(田村部会長) 環境管理組織図として見た限りでは、理事は環境管理総括補佐のような役割であると思う。

(事務局) システム上の名称については検討する。

(鈴木委員) 改訂についてはわかりやすく、実務的になったと思う。前のものはわかりづらかったが、今回の改定でこういうふうに JMS を進めているというイメージがつかみやすくなった。

(田村部会長) 環境管理組織図で、環境管理責任者と実行部門 11 部門が理事の下にフラットな組織になっているが、権限からいうと環境管理責任者の下に実行部門が入ってきて、環境管理事務局が環境管理責任者と実行部門の間に横棒でスタッフのように入ってくるのが一般的であると思う。

(事務局) 実際の動き方としてはそうである。環境管理責任者を事務局として支えて、実行部門のコントロールをするという意味合いではある。

(田村部会長) この図だと環境管理責任者の権限が及びにくい。

(事務局) それぞれに関与するという点については、環境管理委員会や監査、EMS 部会を並列には書いてあるが、各々で影響を及ぼし合っている。そのため、必ずしもこの組織図としての位置付けで情報が流れていくというものではない。こういった組織があつて、お互いに関連しあったり、あるいはその指示の下で動いたりとい



うのはある。どのように線で結ぶかというのはだいぶ悩んだところではある。横の線というのも考えて、もう少しわかりやすい表記を考えたい。

(田村部会長) 環境管理責任者という権限を与えて、そのもとで縦ラインの管理者を使ってやらせようというのも、ちょっとかわいそうな気がする。

(鈴木委員) 前回は改定前の組織図が機能的に職務と合わないのではないかと申し上げた。ISOをやっているところの組織図はこうになっていない。

(事務局) いろいろと検討した経緯はある。例えば、監査の位置付けはもともと違う位置にあったが、そうすると部門の監査ができないのではないかという意見があって、ISOの時代に修正した。引き続きわかりやすい組織図の改善案を考えたい。

#### (4) 平成28年度環境目的・目標の登録表及び実施計画について

(事務局) 「資料7 平成28年度環境目的・目標の登録表及び実施結果について」に基づき説明)

(田村部会長) ただいまの説明について、質問や意見はないか。

(鈴木委員) 省エネの目標値を減らしていくのは、実際に減らせる見込みがあつてのものなのか。

(事務局) 節電等の取り組みを引き続き実施していくということや、機器の入れ替え等が考えられる。

(鈴木委員) エネルギー使用の効率化というものについては、いろいろな研究をされている専門家がいると思うので、そういう人たちから知恵をもらえればもっと減らせるのではないか。

(事務局) 省エネルギーセンターでは無償で省エネ診断を行っており、一つ一つの施設についてはそのような制度を利用することも考えられる。機器等については、費用が掛かるというところもあるので、入れ替えが必要となった所から順番にやっていく。

(黒崎委員) 再生可能エネルギーのところで、風力発電が掲載されているが、平成30年に大幅に目標が減っていて、その理由に1号機が廃止になるためと書いてあるが、更新の予定はないのか。それから、今後の再生可能エネルギーの捉え方で、例えば新クリーンセンターでゴミ発電を取り入れようという考えもあるだろうし、太陽光発電の普及を図っている部分もあるだろうから、将来的に

市が絡む部分での、再生可能エネルギーもある程度評価できるようなものを考えなければいけないと思う。そうしないと、せっかくここまで取り組んできたものが平成30年に大幅に下がってしまうので、もう少し幅広いとらえ方を検討してほしい。

(鈴木委員) 汚水処理で出るメタンはエネルギーとして使っているのか。  
(事務局) 今年度の事業で、下水処理の施設で発酵ガスを使った発電の取り組みをやっている。また、ごみの発電なども平成29年度からの稼働が予定されているので、それらを登載することは可能である。太陽光発電については、市の施設に取り付けるのはコストの点で難しいが、今は一般家庭への導入の補助に力を入れている。補助の利用も、一時買取保留などの話があったときは落ち込んだが、その後また持ち直している。その補助で一般家庭につけていただいた方が費用対効果が高いこともあり、目標に据えられるかどうか検討していきたい。

(田村部会長) そういう意味ではグリーン購入は削除してよいのではないか。  
(事務局) グリーン購入は自治体としては取り組んで当然のものであるので、削除もあり得る

(田村部会長) 全般的に、市の率先垂範から企業がヒントを得られると、広がりができてよい。

#### (5) その他

(事務局) 本日いただいた意見と市の環境管理委員会での意見等をあわせ、事務局で整理して、平成28年度以降のシステムに反映させていただく。

(田村部会長) 他に意見・質問がなければ、これで議事を終了させていただきたい。

### 9 問い合わせ先

自治・市民環境部環境保全課環境計画係 TEL：025-526-5111（内線1524）

E-mail：kankyo@city.joetsu.lg.jp

### 10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。